

平成24年11月22日（木）

第91回郵政民営化委員会後 委員長記者会見概要

（17：30～18：20 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は、以下のとおり。）

○西室委員長

郵政民営化委員会委員長の西室でございます。よろしくお願いたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について、御説明を申し上げます。

最初に申し上げておかなければいけないのは、今、資料をお配り申し上げました。結局、本日、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の認可申請について、日本郵政グループから補足的な説明を受けた後で、色々最終的な審議を行いました結果、結論的には、本日、かんぽ生命保険からの申請については我々としては意見が集約できたということで、ここに書いてございますように「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）に関する郵政民営化委員会の意見」ということで、これを提出することに決定をいたしました。

正直申し上げます、今日最終的な集約ができるかどうかについて、私自身も自信がなかったので、前回の会見の時には、次回で決まる可能性がなかなか見通せない、その先までの議論ではないかというニュアンスをお話ししておりましたけれども、何とかそれが結論まで出るようになりました。

色々政治的には騒がしいノイズが聞こえてまいります、私どもとしては政治情勢その他に関わらず郵政民営化委員会として、他の外部の色々なノイズは捨象した形で郵政民営化委員会なりの審議をし、そして、決定をしていくということが一番大事だと思っております。

そういうことで、本日の補足説明の部分だけ簡単に御説明しますと、ゆうちょ銀行の新規業務につきまして、収益管理について、国債等に運用するポートフォリオと、融資等信用リスクを収益源とするもののポートフォリオ、これは明確に区分してあるという御説明が行われました。

審査・与信管理については、ゆうちょ銀行からの出向者をはじめとして、保証会社の体制を完備する、そういう予定である。保証会社への出資も予定をしている、こういう説明。

個人向けローンシステムについては、もう既に開発は完了しているし、明年1月の勘定系システムの更改の中に影響のないようにテストを実施していきな

どの説明がありました。

これについては、それぞれお手元に説明資料をお配りしてございますので、どんな説明があったかというのは御覧いただければすぐ分かるようになっていると思います。

それから、かんぽ生命保険の学資保険の改定について、色々金融庁からの御指摘もありましたので、それについて特にお伺いすることが色々あった訳ですけれども、我々にとっては納得のいく説明があったと思います。

販売計画・収支計画は、販売職員別の積上げなど、複数の方式でしているの、その見込みについての精度は相当に高いと考えているということですか、例えば他社の販売への影響があることとか。それは、影響は多分あるだろうとは考えられますけれども、主として未加入者の取り込みに注力するというところで、これはかんぽ生命保険の方の資料（91-2-2）の1ページ目に、未加入者というのは実は増えているのだという資料があります。

実際には、10年前に70%だったのが30%になったということだけではなくて、トータルマーケットが縮小してしまっていて、しかも未加入者の数が増えているという、学資保険については状況が少し違うということがはっきりしておりますので、そういう意味では未加入者を中心にマーケットをさらに確立し直すということは、むしろかんぽ生命保険の使命としての、利用者の利便のため、あるいは地域への貢献その他を考えると、正当な主張でもあるとも考えられるということであります。

それから、リスク管理等の態勢。これは十分に大丈夫だろうということも、一応、納得のいく御説明でありました。

システム開発については、色々な心配があった訳ですけれども、学資保険に関するシステムは、開発は基本的に全部終了している、いつでもレディー・トゥー・ゴーになっているということの説明がありました。しかも発売開始は、今の予定では、聞き及ぶところでは来年の4月ですから、それまでに十分なテストを行うことができる。これも期間を考えれば納得性のあることだと思いません。

支払管理態勢については、新たなシステムを準備するのとともに、人的な目視も強化をする。つまり、コンピュータシステムだけで支払管理態勢というものができ上がるものではなくて、それと一緒に、マニュアルでそれを再チェックするということもありますし、そういう改善を含めて、支払いの品質の向上、これは金融庁から最近御指摘もあり、つい最近、対策その他についての発表があった分でありましてけれども、この支払品質をもっと上げるということについては、しっかりと取り組みがあるということであります。

それから、本日ペンディングになったこちらからの質問があったのですが、

これはゆうちょ銀行の方の審議も並行してしておりますので、ゆうちょ銀行の方で、これはゆうちょ銀行の資料を御覧いただくと分かりますけれども、大口貸付けと小口の貸付けが両方あって、大口貸付けのところは大体50億円から100億円みたいなことが書いてある。それから、小口の方は1,000万円以上は貸さないというのがあるのですが、そうすると、その間は一体どうするのかということについての詳細な説明が欲しい。

具体的に言えば、大企業向けの融資というのは金額的な下限があるのか、あるいは対象の制限があるのか。大企業向けと言っているけれども、大企業とは一体、何を指すのか。上場企業のことなのか、あるいは非上場でも規模によって違うのか。色々なカテゴリーがあるはずなので、それについての説明がないと、場合によっては大企業向け融資をして、下限50億円、100億円程度と書いてありながら、だんだんにそれが下がっていくということになりますと、せっかく非常に小さい、1,000万円の貸出しの話と、それから、大企業向けの貸出しというものを分けているという状況であるはずなのに、その間が近くなったらどうしますか。つまり、ターゲットクライアントは一体どこにいるかという話をもっと明確化してほしいというお願いをしてあります。

もう一つ、スペシフィックにお願いをしてあるのは、貸付けをする場合の経費、それをどういうふうに、経費率は固定的な部分と、それから、変動的な部分は当然ある訳ですけれども、それはどんなふうな算出をし、どういうふうに見ているかを説明してほしい。これは今日、追加でお願いしたというよりは御説明の資料の中に入っていない部分なものですから、それはしっかりとお願いしたいということでもあります。

本日の本題は、お手元にあるかんぽ生命保険の学資保険の改定について最終的に決定をした訳でありますけれども、これまでのヒアリングあるいは委員間の議論を踏まえて委員会の意見の取りまとめを行った。その意見書の内容についてはお手元にお配りしたとおりであります。ポイントについての説明を併せてさせていただきたいと思っております。

もう何度も説明しているとおり、まず第1に、学資保険については発売してから、というのは、郵便局が日本国の中で初めて学資保険を始めてから41年経っているそうです。41年経っているのですが、最初は極めて好評を博して、100%の時代が約30年近く続いたのですけれども、自由化の動きによって学資保険への保険会社の参入があり、10年前には約70%の占拠率になったものが、現状で33%というところまで落ち込んでいる。これは今日のお手元の資料の中にも一部ありますけれども、従来からお示ししている資料にも色々書いてございます。そういうバックグラウンドのある商品だということ。

そして、先ほど説明をいたしましたように、未加入者というのが結構増えて

おられる。これはつまり、利便性が下がってしまって、しっかりと希望される方への手当ができていないということだろうと思います。そういう意味では、ほぼ10年間は全く改定がなかった商品を、商品そのものの内容を変えていくということでもありますので、これは改善する方がお客様あるいは利用者の方々に対しての利便の提供につながると判断をいたしておりますので、この改善はむしろ早急にすることが全体の、というのは、利用者の方々のベネフィットになるだろうということで、その実施については問題ないと基本的に考えております。

しかしながら、この学資保険というのはトータルの保険、保険というのは生命保険、大きなカテゴリーの、損害保険ではない保険のカテゴリーです。そのカテゴリーの中で、4%未満のボリュームあるいはサイズしかない市場、その中での話でございますから、既存商品の改善をするという今回の提案と違って新しく、例えばがん保険とか、あるいは病気の保険、一般的に保険というと、すぐに頭に浮かぶのは学資保険の方ではなくて、がん保険、病気の保険、そういうものの方が中心です。そちらの方は、実はかんぽ生命保険はちゃんと取り扱っていない部分ですから、これは既存商品の改善というものとは違います。そうだとすると、一層の体制の整備も必要でありましょうし、将来、申請が出された場合でも、より慎重な検討を行わざるを得ないと今から考えております。

御承知のように、この委員会の委員の任期というのは3年ですから、あと2年何カ月かある訳ですけれども、この委員会が、今の委員会のメンバーが任期のうちに、今回認可した学資保険に続けて、新しい保険の申請が出てきても、その審査が終了するのに結構時間が掛かると考えていますから、任期中に結論を出すことは極めて難しいと思っております。これだけは今のうちにはっきりと事前に、カテゴリーも違うし、それから、時間も掛かるし、まずは学資保険を見事にちゃんと取り扱ってみせてください。その上の話ですよということは区別して考えていただきたいというのを申し上げておきたいと思っております。

それから、11月13日にかんぽ生命保険が、「保険金の請求案内等に関するお客さま対応の実施について」というものを公表して、大変に皆様方も驚かれましたでしょうし、私どもも極めて、これはびっくりをいたしました。この前の記者会見の時に、確かに守秘義務的なものがあったので言ってこないのは分かったけれども、どうして我々に金融庁も、それから、かんぽ生命保険も言ってくれなかったのかというのは、あえて私どもの方から言いたかった話であります。

それに伴って、やはり支払管理態勢をこれから検証を続けていく必要はあることはあるのですが、この学資保険の今回の改定の実施について、これは支払体制の確認その他もしっかりしながら並行して対応していくことは不可能では

ないどころか、並行してできるようなことだと思しますので、そういう意味で、この11月13日の請求案内漏れの話については、私どもなりのけじめを付けたつもりでございます。

それから、委員会としては、郵政民営化法の趣旨を踏まえて、かんぽ生命保険がより民間企業としてふさわしい会社になるよう、政府を挙げて努力をするということを付け加えさせていただきたいということでもあります。これもこの中にしっかりと書き込んだつもりであります。

大体そんなところですよ。あとは御質問がございましたら、それにお答えするという形にしたいと思えます。

はっきりと申し上げておきたいのは、今回の学資保険というのは、保険の全体のカテゴリーの中では極めて小さいということと、それから、従来から取り扱っていたものの改定であるということ。しかも郵便局のサービスの中で、やはりこれをちゃんとアップデートする、今の世の中に合うというふうにする必要があるということでもあります。

それでは、あとは御質問を受けましょう。

○記者

確認なのですが、学資保険容認ということで、この意見の中では、2ページの真ん中にあります「既存の業務の見直しであり、当面の対応として調査審議を行うことに支障はないものと認められる」。すなわち、これが結論ということだと思のですが、「当面の対応として調査審議を行う」というのは、金融庁と総務省が調査審議を行うことに支障はないという捉え方でよろしいのでしょうか。

○西室委員長

まず申請が出て、その申請を受け付けるということについて支障はないという話をここはしているのです。つまり、申請が出た時に私どもは、所見の発表もないときに申請が出てしまったではないか、おかしいではないかというお話もあったので、それでこれが入っているということです。

ですから、これは委員会として調査審議をするのに支障がない。つまり、委員会として受け付けをちゃんとする。要するに、しないというのは門前払いという方法も当然のことながらある訳です。まだ所見を出していないから待つということも言えましたが、一応、受け付けたということについての審議を始めるということに支障はないという話です。

○記者

この調査審議の主体は、郵政民営化委員会なのですか。

○西室委員長

そこは郵政民営化委員会です。

○記者

ちょっと分かりにくいのですが、郵政民営化委員会は調査審議をかんぽ生命保険の学資保険について行ってきた訳ですね。

○西室委員長

はい。そういうことです。

○記者

その結果として、容認するという結論な訳ですね。

○西室委員長

その結果はそうです。ですから、ここで書いてあるのは、調査審議を開始するに当たって、こういうことで考えましたということが書いてあります。

○記者

それで、この調査審議の結果、容認するといった文言は、ここにはないので

○西室委員長

まず、所見に照らしてどうかで、結論は、センテンスはその次なのです。「業務認可に当たっての考え方」というのが本文で、その前のところは、何で受け付けたのか、審議を始めたのかということについての説明が書いてある。

その前というのは、所見を皆さんに発表してあります。その所見の観点から、これは審議の対象として当然のことながらするのですという話に2番は入ります。3番の方が、これを認可するに当たって、どういう考えで認可をするのかの中身が書いてあるということでもあります。

○記者

分かりました。

もう一点、容認する理由として三つ挙げられました。学資保険を時代に合った形に変えていくことが必要であるということと、既存業務の見直しに止まるものだから問題ないということと、しかし、全体の 카테고리の中では小さいということで、4%という数字を挙げられましたけれども、それをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○西室委員長

詳しくというのはどういうことですか。

○記者

何に対して、何が4%なのでしょう。

○西室委員長

カテゴリー的に言いますと、大きく言って損害保険と生命保険と、大きなカテゴリー分けがあります。社名などもそういうふうになっています。そのうちの生命保険というカテゴリーの中に入っているものにこれは所属するというこ

とですから、その部分の4%ですから、がん保険だとか病気の保険だとか、そういうものが入っているカテゴリーの中で、この学資保険がそこにカテゴライズされているけれども、その4%が学資保険でありますということです。

○記者

今日、問題はないということでこういう意見をまとめられた訳ですけれども、一方で、官庁で認可をする主体の金融庁の方はずっと慎重な姿勢を強調されていて、こちらで今回のような意見が出たとしても、この後、すんなり手続きが行くかというのは極めて不透明だと思うのですが、郵政民営化委員会側と監督官庁の意見が違ふということについては、西室委員長としてはどうお考えになりますか。

○西室委員長

十分、御心配については伺ったつもりです。それで、我々なりに我々のできる範囲で納得ができるだけの説明は伺ったということで、この郵政民営化委員会としては、ここで意見を出すという形になります。そこから先はどのようなプロセスかといいますと、それを金融庁と総務省に報告をして、そこで最終的な認可をするかどうかというのは決めるということですから、そちらの方で御心配がたくさんおありになるのだったら、さっさと心配を具体化してほしい。それで、認可をするならする、しないならしない、あるいはそれに条件が付くのなら付くということがもしもあるとすれば、それは早くお渡しする方がいいのではないかとということです。

○記者

西室委員長の郵政民営化委員会としてまとめられた、時代の要請からしても、こういうものはした方がいいという御意見について、速やかに商品販売ができるということがひょっとしたらできないかもしれませんが、それについてはどう御懸念されますか。

○西室委員長

もしもできないとすれば、それなりの理由があってというふうになることでありましょうし、最終的に金融庁と総務省が認可の権限を持っておられるのですから、それは結果が出たところで私どもの感想は申し上げたいと思います。結果が出る前から、そう言ったらこう言うみたいなことを、今、言うのは早計であり過ぎると思います。

○記者

先ほども質問に出ていますけれども、かんぽ生命保険は今月に100億円もの支払漏れが発覚したばかりである。金融庁も認可する状況にはないと言っているこの段階で。

○西室委員長

認可する状況にはないとはっきりはおっしゃっていません。おっしゃっていますか。

○記者

今朝、中塚大臣が、今、認可する状況にはないと言っていました。

○西室委員長

大臣がそうおっしゃっておられる中ではあっても、今、政治情勢は非常に混沌としていますから、最初に申し上げたとおり、我々としては政治情勢の変化について配慮しながら、この決定をするというのは委員会としての立場ではありません。ですから、大臣がどうおっしゃったかということは関係なく、この委員会としてはこういうふうに判断しましたというのは、しかも、もしも違っているとすれば早目に申し上げた方がいいです。そうでないと、一方的に言い合うのではなくて、こちらはこういうことでいいと思って通します。そこから先は、金融庁の中でちゃんと決めていただく、指導をしていただくということが、それがやはり行政でしょう。差し当たって、我々の使命はそこまでです。

○記者

今、既存の業務が完璧にできていないという段階で、それで新規の業務を認めるという、そこに関しては国民の理解を得られるというふうに。

○西室委員長

完璧を求めて、それが完璧になるまで待つということが本当に要求されているのであれば、こういう申請はまずほとんど出せないです。過去の例を幾つも調べましたけれども、そういう問題視されたものがありながら申請を出し、それを認可しているというケースは幾つもあります。ですから、今のケースが特殊なのではなくて、問題があっても、ちゃんと申請を我々が受け付けるのも当然だし、それから、我々が具申したことを踏まえて、金融庁、あるいは総務省が審査するのも当たり前の話だし、もしも結果がどうなるかということについては、結果が出てからコメントをいたしますということです。

○記者

これで学資保険が一つ終わりました、住宅ローンとか企業向け融資とか、次の審議に入ると思うのですけれども、スケジュール感をまた改めて教えていただきたいのです。

○西室委員長

私も知らないことが起きたりすることもありますので、今のところ、スケジュール感から言えば、できる限り我々は早く結論を出したいと思えます。そのために今まで、このかんぽ生命保険だけではなくて、ゆうちょ銀行の話についての審議を続けてきた訳なのです。そうかといって、この次の11月30日に、これが今日のような形でお出しできるかということ、少し自信がないです。

その次が、12月7日ということになります。これは選挙の公示の後になりますけれども、それで決められるかどうか、あるいはもっと先に行くか。やはり、このうち銀行の方の申請というのは、総合的に考えると、こちらのかんぽ生命保険の話よりは規模も大きいし、将来にわたっての影響も、色々な形を考えなければいけないという意味では難しいアイテムだと思いますし、ですから、今、スケジュール的に言っているまでというのは少し言いにくい。

多分、この次には決まらないだろう。この次はもう一回ヒアリングをしまするので、そこで決めてしまうというところまでは行かないだろうと思います。簡単に話が済んでしまって決めてしまうということが実は100%ないかという、100%の話はしません。

○記者

前々回までの委員会ですと、全て年内にというスケジュール感があったと思うのですけれども、これも。

○西室委員長

年内になるべく、できるだけ早く決めたいとは思っています。

ですから、年内にと2度目に申し上げたのは、我々の希望としては、なるべく早くするけれども、手間が掛かりますという意識があったものですから、今回の審議も、この前の委員会の審議に比べれば相当に念入りにしています。2回の審議で通ったのでしょうか。4回が最大限で、今回、私どもはこれを8回は少なくとも審議しています。パラレルにしていることを考えると、銀行については相当に色々な面から勉強をして、納得のいかないものはそれなりに問い合わせをして、回答をいただく、そういうプロセスをとっています。

○記者

先ほど、完璧を要求されているのであれば申請を出せないとおっしゃられたのですけれども、旧郵政公社の時代にかんぽ生命保険で支払漏れが25万件発生して、今回のものは民営化後だったと思うのですが、同時期に民間でも支払漏れが発生して、その後、民間の方ではこれほどまで大きな支払漏れは確認されていないと思います。民間で改善されていたものがかんぽ生命保険で改善されていないというのは完璧とはちょっと違うのではないかと思うのですけれども、御所見の方をいただけますでしょうか。

○西室委員長

ヒストリカルにどういうふうになっているかについて、今のお話は私は納得がいかないです。もう平成19年に、かんぽ生命保険は金融庁が申請を認可した保険会社になっています。それで、民間と同じような審査をちゃんとしてこられたはずで、にも関わらず、ここだけそんなに劣後してしまったということは、かんぽ生命保険が徹底的に抵抗したという形跡は余り見えないのですが、抵抗

したか、あるいは今までの検査・監督が民間と違って甘かったかみたいな話になってしまうけれども、差別して、基本的にそういうこともしておられないと思うのです。

それで、今、出てきた話は、大型であるとおっしゃる話ですけれども、私どもは知らなくて残念だったのですが、それは従来から、もう既に今年の2月ぐらいからずっと出ていた話で、それをこの時点で発表しただけのことで、それは通常の金融庁の御指導の範囲内でしている話ですから、あえてそれがイシューとして、こういう新しくない、改定をする学資保険の障りになるとは、私どもはないと判断しています。ですから、金融庁の御判断はどうなるかは全く分かりません。

○記者

1点だけ、スケジュールの件なのですけれども、実際、金融庁長官と総務大臣の方に今回の意見を提出するのはいつなのでしょう。

○西室委員長

私は先ほどサインしましたので、あれはいつ提出するのですか。3連休が明けてから提出するのでしょうか。これは事務局に聞かないと分かりません。

○事務局

すぐ確認いたします。（本日（11月22日）意見提出）

○記者

1点、先ほどの質問に若干絡んでくるのですが、完璧云々という話のところで、今回、以前から改善せよという指導があったやに聞いておるのですけれども、改めてこういうものが出てしまったということについての根本的な原因究明等の検証はなされていないのではないかという指摘があるのですが、それをせずともこういう新規業務が出てきたことについて、特に。

○西室委員長

根本的な検証が実は済ませていないというのは、どなたがおっしゃっているのですか。

○記者

それはもちろん、取材源は明かせないのですけれども、調べた方からそういう。

○西室委員長

調べた方が済んでいないとおっしゃっている訳ですか。

○記者

はい。

○西室委員長

私どもはそういうふうには聞いていません。

○記者

それでは、逆に質問を返させていただきますけれども、今回の問題の根本的な原因、なぜこういうことをするのかということは、総括はされていらっしゃるのではあれば。

○西室委員長

それは原因が分かったから、今、対策を打っている話です。対策を開始しましたというのが同時について、それで今回発表しているのです。だから、それは原因究明をして、対策を打って、こういう対策を取組みますというのを皆様方にも公開したというのは、それがやはり一つのプロセスとしては証明になりませんか。だから、今、おっしゃったような質問が出る理由が、どなたがおっしゃっているのかが分からない。

○記者

対策というのは、要するに支払漏れの御案内を差し上げるという。

○西室委員長

それも含めて、御案内を差し上げるだけではなくて、実際に支払漏れがあったかどうかについても再検証その他を、二重三重にしますし、色々対策があります。そういうものは対策として実施しますとはっきり言っている訳です。

それで、どうしてそういう御質問をなさるのが私は分からないのですけれども、誰かが対策は不完全だと言っているのですか。

○記者

そういう指摘はあります。

○西室委員長

どこの誰が言っているのですか。

○記者

それは申し上げられません。

○西室委員長

そういうことではなくて、実際に不完全であれば、それは仕事を続けてはいけないということです。それを分かった上で、仕事をさせておきながら不完全だということを言っておられる方がいらっしゃるとすれば、私は信用できません。

やはり人間は間違いがあります。何かが原因で間違っていたら、間違いはちゃんと直します。しかも直すのは過去の話ですから、過去のものを直す話のプロセスをちゃんとします。それと将来の、しかも全く関係のない学資保険の話と絡めて、全体が駄目だ。だから、駄目みたいな議論は私は成り立たないと思って、この結論に委員会としてはなったということです。何か誤解をしておられるところがあるのではないのでしょうか。

ですから、そういうものは、あなたがお聞きになった方がちゃんと外に向か

ってしっかりとおっしゃるべきことで、それが発言もされないで、間接的にあなたがそのメッセージをお出しになっている。だから、どなたからの御伝言ですかと聞きたかったのです。いけませんか。

そこまで言ったら、誰があなたに御伝言を御依頼なされたか、言ってください。

○記者

今日の（中塚）大臣会見でも（中塚）大臣も類似したようなことをおっしゃっていたと思うのですが、要するに検証が必要であると。

○西室委員長

それは、検証が必要だというのだったら検証してくださいと言って、私どもはここまでのところはしましたから、受け付けないとおっしゃることは、私は全く想定していません。

○記者

なので、あとは総務省なり金融庁なりの。

○西室委員長

はい。これは法律にそう書いてあります。

だから、受け付ける前に、受け付けないのであったら、そう言っていただきたかったし、そうは言っていないのに、横の方から、具体的に言えばあなたのような発言をさせる。それはやはり行政の進め方としてはおかしいのではないですか。違いますか。

○記者

そういう会話が、委員長との会話では過去おありだったのかどうか、よく分かりませんが。

○西室委員長

正直言って、おっしゃっていることはよく分からない。日本国の行政は、もっとしっかりとした運営がされていると信じています。私どもに預かった案件について、私どもとしては誠心誠意、しっかりと審議をした上でこういう結論を出しました。それで出したものはちゃんと指定どおり、紙で書いたものをお出しします。そこから先の議論と、その前の議論というものの間に何かノイズを差し込むということが本当のところ、正しいやり方かどうかについても心配ですよね。そう思いませんか。

何を信じて言っておられるのか、よく分からない。しかも、どなたがおっしゃったとも言えない。それは報道機関の立場ですから、情報源は開示しないというのは当たり前です。分かりますけれども、こちらに対しての質問に私はちゃんと誠意を持って答えています。そちらの御質問の、疑問があるということの意味が分からない。済みませんが、あえて言わせていただきます。

○記者

これまでの審議の順番から言うと、次は住宅ローンということになると思うのですが、先ほど、これからは慎重にとおっしゃっていたのですけれども、どういふポイントが審議のポイントになるのでしょうか。

○西室委員長

これから三つ、段階を追ってというのを位置付けました。それをパラレルに色々しながら、やはり三つとも併せて審議をした方がいいのではないかというのが今の審議の進め方です。したがって、結論はばらばらにしないで、三つとも一緒に出したいと思っています。

ですから、三つ一緒ということから言えば、年内というターゲットには入るつもりでいますけれども、何が起こるかわかりません。

○記者

その残りの部分なのですけれども、来週はヒアリングをと先ほどおっしゃったと思うのですが、これはどこか、また物を言いたいみたいな要望があった訳でしょうか。

○西室委員長

いや、そうではなくて、日本郵政グループに、今日質問した事項のうちでお答えいただけない部分が出てきたので、それはちゃんと調査した上でしっかりした返事をいただきたいということで、今日は終わりました。だから、その部分についての返事が出ればそれで終わりかということ、その間に委員の皆さんも色々考えがありますから、またこちらからの追加質問が出るかもしれません。

もう一つの可能性は、ここでもう一回、意見開陳したいという御要請もあるかもしれません。それが正当なものであれば断る理由は全くありませんから、店を開けている以上は、お客様はなるべく断らないようにするべきと思っています。

○記者

そうすると、7日に三つまとめて結論ということも最短ではあるという感じなののでしょうか。

○西室委員長

可能性としてはない訳ではありませんけれども、多分そうならないだろうなと今は考えています。

○記者

それはまとめてというふうにしたからということですか。

○西室委員長

はい。そういうことです。

○記者

一個一個なら、次に1個は出るかもしれなかったということでしょうか。

○西室委員長

一個一個ならできたかもしれませんが、それよりはやはり相互に関連することで、こういう意見書も、何か色々ごたごた書いてある部分も共通化している部分が多いですから、三つ同じような文書を出すよりは一つにした方がいいというのはあります。

○記者

先ほどの御説明の中で、がん保険とか医療保険について言及されていたところが、趣旨がよく理解できなかったのです。

○西室委員長

これは、ちゃんと説明しておかなければいけないのは、まずがん保険その他、つまり生命保険のカテゴリーの中のメジャーな部分を占める部分については、今回は申請は出ていません。今回の申請が割に思ったよりも早く結論が出た理由は、従来からかんぽ生命保険が継続して取り扱っていたものであって、しかも、これはお客様に相当に支えられた部分がある、あるいはお客様の利便のために取り扱っていた部分なのですけれども、その利便性あるいはサービスとしての価値が明らかに劣後してしまっただけで、その部分を直したいという話の申請ですから、申請に対する我々の態度としても、早くしなければいけないだけではなくて、それについての審査は、前例もあることだから、従来取り扱ってきたことの手直しだからということで、議論をしました。しかし、先ほど申し上げた所見の中にもそう書いてあるとおり、違って考えますというのが、がん保険である、病気の保険であるという部分です。

これについては、まだ申請が全く出てないので申請いらっしやいと、言っている訳では全くなくて、まだ出ていないということは、やはりそれなりの御準備も必要なのだろうし、あるいは全く出ないかもしれません。たとえ出てきたとしても、今回よりはもっと慎重な審議が必要ですから、それに時間も掛かるでしょうし、まだ出ていないという状況から考えると、はるか先に出てくるかもしれませんが、冗談で言えば、我々の任期の間に少しでも審議が終わるような事項ではなさそうだという、それは私としての個人的な付け足しです。つまり、もしなかなか出ない、出るのに時間が掛かりそう、もしも出たら審議に手間が掛かりそうということを考えています。

○記者

申請に出ていないことを、あえて今日、そうやって言及されたというのは、今、政権がTPPに割と前向きになっている中で、保険分野というものが注目されている中で、あえて、それはやはり言及しておいた方がいいという西室委員長の御判断であるということなのですか。

○西室委員長

そういうことです。それはそういうふうにお取りになられても仕方がないです。

もちろん、私どもも在日米国商工会議所（ACGJ）からもヒアリングをしていますし、米国通商代表部（USTR）も基本的に、アメリカ側はTPPの障りになるという立場です。

いずれにしても、どうして我々がここで認可申請についてのポジティブな判断をしたかというバックグラウンドは公開の立場でも説明もしていますし、十分、分かっていたかと思っています。

先々週の日米財界人会議では平場で、つまりプレナリーセッションでアメリカ側からこの問題が提起されまして、ちょうど私も出席していたので、詳細にわたって日本の、私どもの郵政民営化委員会の立場と歴史と、つまり日本の利用者の利便の問題と、色々な説明をしました。追加質問はなかったので、多分、分かってくれたのだなといまだに思っています。ただ、分かったとは言えないとは言っていました。

○記者

先ほどの質問のところで、一体そんなことを誰が言っているのだとおっしゃられていましたけれども、例えば今日の中塚金融担当大臣の閣議後会見などを聞くと、確かに請求案内漏れというものに対応して、ちゃんと案内通知を送り直すというのは一個社のサービスのあり方として当然のことで、それとは別途、何でこういうことが起きたのかというのをちゃんと検証して、支払漏れが本当に今後ないようにという、そういう体制をちゃんと作っているかどうか、見極めないといけないと公の前で明言しております。

○西室委員長

見極める人は誰かという、金融庁です。だから、自分のところで見極めていないというお話をしているのか、あるいは金融庁に出してきた資料が物足りないと言っているのか、伺わなければ分かりません。

これは、中塚大臣はどういうふうにおっしゃっていましたか。

○記者

その見極めの部分で。

○西室委員長

だから、見極めないといけないと言ったのは、金融庁が見極められないのか、あるいはかんぽ生命保険は見極めておりませんと言ったのか。

○記者

かんぽ生命保険が見極めていないのですか。

○西室委員長

かんぽ生命保険はよく分かりませんが、できることだけしましたと言ったというのだったら話は別です。ただ、見極める主体は金融庁です。

○記者

それは分かります。

○西室委員長

今日は、それが見極められないとおっしゃったのですか。

○記者

見極めないことには認可の判断はできないという、だから、主語は金融庁です。

○西室委員長

だから、金融庁は、私どもの意見が出たら、そこでもう一回、見極めというのが必要だったら、それをおやりになるのは当たり前の話です。それを別に、何も非難している訳でも抗議している訳でもありません。

○記者

分かりました。

○西室委員長

そもそも、このかんぽ生命保険というのは金融庁の監督下にある民間企業ですから、つまり金融庁の完全なコントロールの下にある組織です。

だから、主語がよく分からない御発言ですから、記者会見の時に聞いておいてください。今、あなたから伺った中塚大臣のお話というのは、主語がどなたかが分からない発言なので。

○記者

主語は金融庁だと思います。

○西室委員長

それだったらいいです。それでは、おっしゃるとおりです。

○記者

主語が郵政民営化委員会である、あるいはかんぽ生命保険であるという捉え方をした場合には、今回、委員長がおっしゃられているように、そこは大丈夫と判断したという話ですね。

○西室委員長

そういうことです。

○記者

下地大臣と委員長は何回か話し合われていらっしゃるということを大臣会見とかでおっしゃったのですけれども、中塚大臣と委員長が話し合われることというのは今のところは。

○西室委員長

まだ、中塚大臣が副大臣だったときにはお会いしていますけれども、それ以降はお会いしていません。向こうから来てほしいともおっしゃってなくて、下地大臣は来てほしいというお話があったので、それでお話をしたので、中塚大臣からは一回もそういう呼びはございませんでした。

こちらが御挨拶に上がって、それはそうと、いかがでしょうかというのは、立場上は違うと思いますから、ですから、呼びがあれば私は喜んで行きます。

○記者

あと、今さらの確認なのですがけれども、審査するに当たって、今回こうやってユニバーサルサービスとともに、儲けなくてはいけない、収益を上げなくてはいけないということが両方求められるようになったという観点の、これからの審査においてもずっと。

○西室委員長

新しい法律に従ってこの委員会は運営される訳ですから、法律に書いてあることを実行していくというのは、日本郵政グループの使命でもある訳ですから、私どもの立場は法律に基づいて、しかも国民の立場から公平・公正に審議をし、決定をしていくということです。

○記者

もう一つ質問なのですが、恐らく不払いの問題とかで委員会の方でもかなり調べられたのではないかと思うのですが、平成19年のかんぽ生命保険の新会社の時に、この間も御質問させていただいた質問なのですが、4大生命保険とかはかんぽ生命保険とかよりずっと多かった。でも、その後に新商品が認められましたね。そういった経緯とかも今後の会議で。

○西室委員長

はい。おっしゃるとおりです。

○記者

それがもし、中塚大臣とお話しされるようなことがあるときは、そういう観点もということで。

○西室委員長

はい。まさに御指摘の、私どもも一応、調査をしました結果、そういう問題があったから申請は受け付けないといいますか、申請の認可はしないということは、従来はしておられませんでした。大臣が替わりましたから、御方針がどうなったかは全く聞いておりません。

○記者

ありがとうございます。

○西室委員長

意見書は、今日付の文書で提出をするということですから、今日皆さん方に

発表したものは今日付で、この委員会としては発行するという形になります。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。次回もよろしく願
いいたします。